

2023 年 12 月

Contents

- I. 【インド】非公開会社(private company)の株券等の電子化義務
- II. 【エジプト】デジタル・バンクのライセンス取得要件について

I. 【インド】非公開会社(private company)の株券等の電子化義務

1. 非公開会社(private company)の株券等の有価証券の電子化義務

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、2023 年 10 月 27 日付の通達により、インドの会社法である Companies Act, 2013(以下「**インド会社法**」という。)の施行規則の1つである Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Rules, 2014 の改正を公告し、これにより、一定以下の小規模会社及び政府系会社を除くすべての非公開会社(private company)について、その発行する株式等の有価証券を原則として 2024 年 9 月末までに電子化(dematerialization)することが実質的に義務づけられた。

従来は、公開会社(public company)についてのみ、このような株式等の有価証券の電子化の義務が課されていたが、今回の改正は同様の義務を非公開会社にも課すものである。

2. 改正の概要

(1) 適用対象

本改正は、一定の規模以下の小規模会社(以下「**小会社**」という。)と政府系会社を除き、すべての非公開会社に適用される。

小会社は、①払込資本金額が 4000 万ルピー以下、かつ②直近の損益計算書上の売上高が 4 億ルピー以下の双方の要件を満たす非公開会社をいう(インド会社法 2 条 85 号)。ただし、いずれかの会社の親会社又は子会社にあたる会社、インド会社法 8 条に基づいて設立された慈善事業を目的とする会社、特別法に基づいて設立された会社・法人は、たとえ上記各要件を満たしていたとしても、小会社には該当しない。

以下、本改正による規制が適用される非公開会社を、「**適用対象非公開会社**」という。

(2) 義務の内容

(ア) 適用対象非公開会社の義務

適用対象非公開会社は、2024年9月30日(ただし、会計年度の末日が2023年3月31日以降である場合、その会計年度の末日から起算して18か月以内)¹の期限(以下「対応期限」という。)内に、以下の対応を行う必要がある。

- (a) 株式等の有価証券を発行する場合、電子化された態様でのみ行うこと
- (b) 同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化の促進

また、有価証券の発行、自己有価証券の取得、ボーナス株式や株主割当株式等の発行の募集を対応期限後に実施しようとする適用対象非公開会社は、それらの募集を行う前に、プロモーター、役員、主要経営責任者が保有する既存の有価証券のすべてを電子化する必要がある(全株主が保有する既存の有価証券のすべてを電子化する必要まではない。)

(イ) 適用対象非公開会社の有価証券の保有者の義務

適用対象非公開会社の有価証券の保有者は、以下を遵守する必要がある。

- (a) 対応期限後に有価証券を譲渡しようとするときは、譲渡前に当該有価証券を電子化すること
- (b) 対応期限後に適用対象非公開会社の有価証券を引き受けるときは、引き受け前にその保有する既存の有価証券を電子化すること

適用対象非公開会社の既存の有価証券の保有者について、適用対象非公開会社が行おうとする「同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化」(上記(2)(ア)の(b)参照)に協力する義務は法令上定められていない。したがって、適用対象非公開会社の既存の有価証券の保有者は、上記取引を行わない限りは、現物の有価証券(株券、社債券等)を保有し続けられるものと考えられる。

しかしながら、対応期限後に上記取引を行う場合には、保有する有価証券の電子化が事実上強制されること、適用対象非公開会社が行おうとする「同社が発行するすべての既存の有価証券の電子化」の一環として協力を求められる可能性が高いことなどに鑑みれば、同要請に応じて保有する有価証券の電子化を進めた方が良いと考えられる。

3. demat account(電子証券口座)

(1) 概要

電子化された株券その他の有価証券を保有するためには、demat account と呼ばれる電子証券口座を、銀行や証券会社等の depositary participant(※証券決済機構への参加者、という意味である。以下「DP」という。)に開設する必要がある。

そのため、既存の現物の有価証券の電子化に応じる場合、あるいはたとえ既存の現物の有価証券をそのまま保有する、という判断をした場合でも、適用対象非公開会社は対応期限内に新規の有価証券の発行を電子

¹ 改正法上は、「2023年3月31日又はそれ以降の日を事業年度の末日とする適用対象非公開会社は、当該事業年度の末日から18か月以内を期限とする」旨が定められている。したがって、2023年3月31日が2022年度の事業年度の末日となる適用対象非公開会社については、具体的な対応期限は2024年9月30日となり、それ以降の日が事業年度の末日となる適用対象非公開会社については、その日から起算して18か月以内が対応期限となると考えられる。なお、インド会社法上、会計年度は原則として4月1日から3月31日までと定められているため、多くの日系企業のインド子会社や出資先にとっては、対応期限は2024年9月30日になるものと考えられる。

化する必要があるため、遅くとも対応期限後に同社から新規に有価証券を引き受ける場合には、いずれかの DP に demat account を開設する必要があることになる。

(2) DP の選択

demat account を開設する DP は、(日本においてどの銀行に銀行取引口座を開設するか、あるいはどの証券会社に証券取引口座を開設するかを自由に選べるように)基本的に自由に選べる。

どの DP を選んでも、demat account の機能に差はないが、口座開設費や口座維持費等のサービス内容は DP ごとに異なるため、その点も考慮して DP を選択することになるかと思われる。

なお、インドには証券決済機構(日本の証券保管振替機構に相当する機関である。)が National Securities Depository Limited(NSDL)と Central Depository Services Limited(CDSL)の 2 種類あり、各 DP ごとに、どちらの証券決済機構に加入しているかが異なる。

NSDL と CDSL との間には互換性があり、たとえば株式の売主が NSDL に参加している DP に demat account を開設しており、一方で株式の買主が CDSL に参加している DP に demat account を開設している場合でも、両者間の取引は可能である。ただし、NSDL の DP 同士、あるいは CDSL の DP 同士の取引に比べて株式の移動完了までにやや時間がかかるため、たとえばインドでの買収のために demat account を開設する場合、売主が demat account を保有している DP と証券決済機構を合わせることで、早期の株式移動完了が可能とするよう手配するということもある。

(3) demat account の開設手続

日本企業がインドの DP に demat account を開設するためには、まずインドの税務基本番号(Permanent Account Number)を取得する必要がある。

その上で、DP に対し、同 DP が demat account 開設に必要とする情報や書類を提出する必要がある(必要な情報や書類は、各 DP ごとにやや異なる。)

近時、インドでは、反マネーロンダリング規制等の観点から本人確認手続(KYC)が非常に厳格化されており、DP から要求される本人確認のための情報や書類も相当な分量になっている。特にインド非居住者である日本企業については、提出する書類をアポストイーユ付きで公証認証しなければならないなど、多くの手間がかかる。

そのため、2023 年 12 月現在、日本企業(あるいはインド国外の日系企業)が demat account を開設する場合、少なくとも開設完了までに 2、3 か月程度の期間がかかる前提で、早めに手続を進めておくことが推奨される。

4. 終わりに

非公開会社は、日本における閉鎖会社に相当し、インドにおける企業活動においてもっとも広く利用されている事業体である(インドの会社の 90%超は非公開会社であると言われている。)。日系企業のインドにおける子会社、関連会社も、その多くが非公開会社であり、本改正の影響は、インド企業は勿論、日本企業についても広範に及ぶものと思われる。

また、M&A の文脈においては、インド企業に投資をしようとする日系企業で、まだ電子化された有価証券を保有するための demat account を開設していない企業は、遅くとも対応期限後は、M&A 取引の実施前に、demat account を開設する必要がある。

上述の通り、demat account を開設するには税務基本番号(Permanent Account Number)を取得する必要があり、また、本人確認手続の観点から DP に対して相当の量の情報及び書類を提出しなければならないため、そのためのタイムライン、コストにも配慮する必要がある。

必要とされる情報及び書類の量、アポストイーユ付き公証の必要性等などから、手続に慣れていない日系企業が独力で demat account の開設を進めることは相当の困難が生じることもある。早期に demat account を開設したい場合には、専門家の助言を得ることも検討すべきであろう。

【インド】

弁護士 琴浦 諒
弁護士 大河内 亮

Ⅱ.【エジプト】 デジタル・バンクのライセンス取得要件について

1. はじめに

エジプトでは、2023年7月12日、エジプト中央銀行(The Central Bank of Egypt)(以下「CBE」という。)によってデジタル・バンクのライセンス取得要件に関する行政法規(以下「新法令」という。)が公布され、デジタル・バンクのライセンス取得要件が明確となった。なお、新法令は、2023年7月12日より施行されている。

本稿では、デジタル・バンクのライセンス取得要件の概要について、簡単に紹介したい。

2. 概要

新法令の下では、デジタル・バンクのライセンスを取得するためには、主に以下の要件が必要となる。

- (1) 会社形態:①株式会社又は②外国銀行の支店のいずれかの形態である必要がある。
- (2) 最低資本金:最低資本金として 20 億エジプトポンド以上の資本金を払い込む必要があり、大会社への融資を行う場合には、40 億エジプトポンドの資本金が必要となる(但し、大会社への融資を行う場合には CBE の承認も必要となる)。なお、外国銀行の支店の場合、6,000 万ドルが最低資本金となる。
- (3) 株主構成:最大株主は、同等の活動実績を有する金融機関である必要があり、かつ、30%以上の株式を保有する必要がある。
- (4) フィージビリティスタディ:詳細なフィージビリティスタディを提出する必要がある。同スタディには、サイバーセキュリティに関する対策・計画等を含む必要がある。
- (5) コンプライアンス:マネーロンダリングに関する規制や反テロリズム支援に関する規定など既存の銀行に適用される規制を遵守する必要がある。

新規制の下では、上記のライセンスを取得しない限り、「デジタル・バンク」という呼称又は類似の呼称を使用することを禁止している。また、新法令は、当該ライセンスの取消又は全部若しくは一部の停止などの条件や手続も規定している。

3. まとめ

以上より、エジプトでは、キャッシュレス社会への移行及びフィンテック業界の活性化という背景の下、エジプト中央銀行の主導によって、デジタルネットワークを前提とした金融サービス体制の再構築を奨励する目的として、デジタル・バンクのライセンス取得要件の明確化を図った新法令が施行された。もっとも、同ライセンスを取得するための実務運用は必ずしも明らかではなく、今後、引き続き、その動向に注視する必要がある点には留意されたい。

【エジプト】
弁護士 山口 健次郎

【セミナー】

- ✂ 齋藤宏一弁護士、石井淳弁護士が下記のセミナーにて講演を行います。
「海外子会社管理の法務と実務対応～海外法務全般からリスク管理・インセンティブ報酬まで～」
日時:2024年1月31日(水)15時～17時30分
開催場所:Zoom(会場開催はなし)
詳細 URL : <https://www.shojihomu.co.jp/seminar/details?cd=1677&scd=11240131>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com